

厚岸町規則第13号

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

厚岸町長 三浦克宏

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の一部を改正する規則

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(平成16年法律第167号)」を削り、同条第3項中「第10号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第4条第3項第2号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第43条の2第2項」を「政令第44条第2項」に改める。

別表第1情報・意思疎通支援用具の部視覚障害者用ポータブルレコーダーの項中「視覚障害者用ポータブルレコーダー」を「視覚障害者用ポータブルレコーダー」に改め、同表排泄管理支援用具の部ストマ用装具の款蓄便袋の項中「8,858円」を「9,200円」に改め、同款蓄尿袋の項中「11,639円」を「12,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。